

令和5年4月

お客さま各位

山梨信用金庫

(インボイス制度) 適格請求書発行事業者登録番号のお知らせについて

山梨信用金庫（本店：山梨県甲府市、理事長：五味 節夫）では、令和5年10月から開始される消費税のインボイス制度（適格請求書保存方式）への対応として、下記のとおり、適格請求書発行事業者の登録が完了しておりますのでお知らせします。

当金庫は、地域金融機関として、お客様のお役に立てる金融サービスをご提供してまいります。今後とも、変わらぬご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

記

発行事業者登録番号

T3090005000265

【インボイス制度について】

課税事業者が消費税の仕入れ税額控除を受けるためには、適格請求書発行事業者から受け取った適格請求書（インボイス）の保存が必要となり、課税事業者がインボイスを発行するためには、税務署長あての登録申請が必要となります。

以上

※本件に関するお問い合わせ等につきましては、以下の部署までご連絡をお願いいたします。

○ 山梨信用金庫 経営企画部 主計課 <TEL：055(225)0203>

